

赤穂市国民健康保険運営協議会

と き 令和5年2月6日（月）

午後1時30分より

ところ 赤穂市役所 6階 大会議室

赤穂市国民健康保険

赤穂市国民健康保険運営協議会次第

- 1 開会あいさつ
- 2 市長あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 議事
 - (1) 令和5年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針について
 - (2) その他
- 5 閉会あいさつ

(資 料 目 次)

1	令和5年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針	1～6
2	令和4年度赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込	7
3	令和5年度赤穂市国民健康保険事業特別会計予算表	8～10
4	赤穂市国民健康保険事業年次別推移表	11
5	国保制度に関する用語の解説	12
6	赤穂市国民健康保険運営協議会委員名簿	13

令和5年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針

1 はじめに

国民健康保険（以下「国保」という。）をはじめ、医療保険制度を取り巻く環境は、高齢化の進展や医療技術の高度化などによる医療費の更なる増加が必至の状況にあり、一方、長引く新型コロナウイルス感染症による医療費への影響が続くと想定されることなどから、今後とも厳しい財政状況になるものと見込まれます。

国保は制度創設以来、わが国の国民皆保険の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に貢献してきましたが、加入者の多くは所得が低く、年齢構成が高いことなどにより医療費水準が高いという構造的な課題は依然として解消されておらず、今後も財政基盤の強化を図る必要があります。平成30年4月の制度改革から5年を経過し、国保の財政運営の更なる安定化を図るため、「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」に沿った保険料水準の統一（同一所得・同一保険料）への議論が本格化し、医療費適正化のさらなる取組を推進していくこととなります。

本市においては、地域住民の生活状況に即したきめ細かな事業を引き続き担いながら、保険者の責務を十分に認識し、安定的な国保運営と住民の健康の保持・増進に取り組み、全ての世代が安心できるよう、安定的な国保事業の運営に向けて県下一体となって取り組むことが求められています。

参考（令和5年度医療保険制度等に係る主な改正予定項目：国保関係）

1	保険料(税)の賦課(課税)限度額の改正	(令和5年4月施行)
	後期分：20万円→22万円	
2	低所得者に係る応益保険料(税)軽減措置の見直し	(同上)
	①5割軽減の見直し…軽減対象となる所得基準額を引上げ	
	(現行) 基準額 43万円 + <u>28.5万円</u> × 被保険者数及び特定同一世帯所属者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	
	(改正後) 基準額 43万円 + <u>29万円</u> × 被保険者数及び特定同一世帯所属者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	
	②2割軽減の見直し…軽減対象となる所得基準額を引上げ	
	(現行) 基準額 43万円 + <u>52万円</u> × 被保険者数及び特定同一世帯所属者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	
	(改正後) 基準額 43万円 + <u>53.5万円</u> × 被保険者数及び特定同一世帯所属者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	
3	出産育児一時金の改正	(同上)
	42万円→50万円(うち産科医療制度分1.2万円)	
4	薬価改定	(同上)
	市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制するため、価格乖離の大きな品目についての薬価改定が行われる	
5	保険料(税)の産前産後期間の免除	(令和6年1月施行)
	産前産後期間相当分(4か月間)均等割額及び所得割額を免除	

2 令和4年度赤穂市国保財政の状況

(1) 歳入

ア 高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、1人当たり医療費は依然として高い水準にありますが、市単独支援額17,461千円を含む一般会計繰入金372,535千円の繰入れをはじめ、財政調整基金43,000千円の取崩しなどにより、所要の財源を確保することができました。

イ 保険税の総額は、774,786千円となる見込みです。

ウ 令和3年度の繰越金7,736千円については、保険給付費等交付金（県費）の返還金などに充当しました。

エ その他、県支出金である保険給付費等交付金などについては、医療費や事業の実績に応じて交付される見込みです。

オ 以上により、歳入総額は、5,219,301千円と見込んでいます。

(2) 歳出

ア 療養給付費の算定基礎となる医療費は、過去の医療費実績及び最近における医療費の動向を考慮した結果、決算としては、1人当たり費用額は491,801円（③466,415円、前年度決算比5.44%増）、総費用額は、4,435,550千円（③4,395,031千円、前年度決算比0.92%増）となる見込みです。

また、国保会計が負担する療養給付費は、3,284,593千円（③3,249,619千円、前年度決算比1.08%増）となる見込みです。

イ 県へ納付する国保事業費納付金は、1,235,067千円（③1,285,992千円、前年度決算比3.96%減）となる見込みです。

ウ 以上により、歳出総額は、5,205,901千円（③5,224,005千円、前年度決算比0.35%減）と見込んでいます。

(3) 差引

結果、13,400千円の剰余金を見込んでいます。

3 令和5年度赤穂市国保事業の運営

(1) 基本方針

ア 本市の国保被保険者1人当たり医療費は、急速な高齢化の進展や医療技術の高度化などにより依然として高い傾向にあります。

このような状況の中、令和5年度の医療費総額は、県から示された保険給付費額を基に積算し、対前年度決算見込比1.73%減の4,358,980千円と見込んでいます。

イ 本市の国保被保険者1人当たり医療費は、令和3年度においても県下の市町の中で上位となっており、医療費適正化に向けた対策は引き続き重要な課題であります。

ウ 医療費の増加傾向への対策として、市民の健康な生活習慣の確立など、健康寿命の延伸に向けた保健事業を第2期データヘルス計画に則り実施するとともに、特定健康診

査・特定保健指導を第3期計画に基づき適切に実施し、医療費の適正化に努めます。

また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用した場合の自己負担軽減額の通知を行うことにより、後発医薬品の更なる使用促進に努めます。

エ 保険税収納率向上対策の一環として、長期滞納者などに対する納税相談の実施、短期被保険者証及び被保険者資格証明書の発行を通じての面談機会の確保、また、コンビニ・クレジットカード収納やペイジー口座振替受付サービスの実施などにより、滞納者の減少と歳入の確保に引き続き努めます。

(2) 保険税率等の改正方針

令和4年度については、課税限度額を政令で定める額まで引き上げ、その他の税率等については、納付金等の本算定結果を踏まえ、財政調整基金を活用し現行のまま据え置きました。

令和5年度については、法令の改正により課税限度額が全体で104万円まで引き上げられることとなるため、被保険者間の保険税負担の公平性を確保する観点から、政令で定められたとおり引き上げることとします。その他の税率等については、県内の保険料水準の統一に向けて、年度間負担の公平性を確保する観点から、計画的・段階的に改正を行うこととしました。基礎分の所得割税率については、引き下げることとし、その他の税率等については、引き上げることとします。

また、物価の上昇傾向を踏まえて、低所得者が応益保険税の負担軽減対象から外れないようにするため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準を引き上げることとします。

【保険税率等の改定状況】

(単位：円)

年度	基礎(医療給付費)分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分		
	所得割税率	均等割額	平等割額	所得割税率	均等割額	平等割額	所得割税率	均等割額	平等割額
H20	7.25%	24,600	18,800	2.31%	6,700	5,100	1.65%	6,700	3,900
H21									
H22									
H23	6.65%	21,000	16,600	2.30%	6,600	5,000			
H24									
H25									
H26									
H27	6.60%			2.25%					
H28	7.69%	26,800	19,000	2.69%	9,400	6,700			
H29									
H30									
R元	7.59%						1.92%	7,800	4,000
R2	7.49%	24,500	16,500	2.12%	8,500	4,400			
R3									
R4									
R5(案)	7.44%	25,900	17,300	2.70%	9,800	6,900	2.23%	9,600	4,900

【兵庫県による令和5年度標準保険料率本算定に係る標準保険料率等との比較】

区 分		現行	令和5年度保険 税率改正案	令和9年度保険 税率統一の場合	市町村 標準保険料率
基礎分 (医療給付費分)	所得割税率	7.49%	7.44%	7.14%	6.69%
	均等割額	24,500円	25,900円	30,919円	28,991円
	平等割額	16,500円	17,300円	20,033円	18,784円
後期高齢者 支援金等分	所得割税率	2.69%	2.70%	2.84%	2.81%
	均等割額	9,400円	9,800円	11,930円	11,816円
	平等割額	6,700円	6,900円	7,730円	7,656円
介護納付金分	所得割税率	2.12%	2.23%	2.67%	2.64%
	均等割額	8,500円	9,600円	14,026円	13,848円
	平等割額	4,400円	4,900円	6,846円	6,759円

ア 税率等及び課税限度額の改正

税率等については、下記のとおり改正することとし、課税限度額については、後期高齢者等支援金分を22万円（現行：20万円）に引き上げ、基礎分（現行：65万円）及び介護納付金分（現行17万円）は据え置くこととします。

区 分		現行	令和5年度保 険税率改正案	改正額 (率)	影響率
基礎分 (医療給付費 分)	所得割税率	7.49%	7.44%	0.05%減	△0.67%
	均等割額	24,500円	25,900円	1,400円増	5.71%
	平等割額	16,500円	17,300円	800円増	4.85%
	課税限度額	65万円	65万円	据置	—
後期高齢者 支援金等分	所得割税率	2.69%	2.70%	0.01%増	0.37%
	均等割額	9,400円	9,800円	400円増	4.26%
	平等割額	6,700円	6,900円	200円増	2.99%
	課税限度額	20万円	22万円	2万円増	10.00%
介護納付金分	所得割税率	2.12%	2.23%	0.11%増	5.19%
	均等割額	8,500円	9,600円	1,100円増	12.94%
	平等割額	4,400円	4,900円	500円増	11.36%
	課税限度額	17万円	17万円	据置	—

イ 低所得者に係る応益保険税の軽減判定所得基準の改正

物価の上昇傾向を踏まえて、低所得者が応益保険税の軽減対象から外れないようにするため、5割軽減及び2割軽減の対象となる応益保険税の措置軽減については、軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を5割軽減は29万円（現行28.5万円）、2割軽減は53.5万円（現行：52万円）に引き上げることとします。

ウ 改正による影響額等

全体平均

(単位:円)

	現行	改正	比較	限度額	税率	軽減	影響率
1人当り調定額	89,120	90,912	1,792	171	1,759	△ 138	2.01%
1世帯当り調定額	132,387	135,047	2,660	254	2,612	△ 206	2.01%

(1) 基礎(医療給付費)分

(単位:円)

	現行	改正	比較	限度額	税率	軽減	影響率
1人当り調定額	60,652	61,488	836	0	936	△ 100	1.38%
1世帯当り調定額	90,096	91,338	1,242	0	1,391	△ 149	1.38%

(2) 後期高齢者支援金等分

(単位:円)

	現行	改正	比較	限度額	税率	軽減	影響率
1人当り調定額	22,378	22,841	463	171	323	△ 31	2.07%
1世帯当り調定額	33,242	33,930	688	254	479	△ 45	2.07%

(3) 介護納付金分

(単位:円)

	現行	改正	比較	限度額	税率	軽減	影響率
1人当り調定額	20,736	22,412	1,676	0	1,702	△ 26	8.08%
1世帯当り調定額	24,285	26,249	1,964	0	1,994	△ 30	8.09%

(3) 歳出

ア 医療費の状況

令和5年度の医療費の算出に当たっては、県から示された保険給付費額に基づき見積もりました。

総費用額を、4,358,980千円(前年度決算見込比1.73%減)、1人当たり医療費は、501,609円(前年度決算見込比1.99%増)と見込みました。

この結果、療養給付費については、3,234,367千円(前年度決算見込比1.53%減)と見積り、療養費など、その他の保険給付費については、過去の医療費実績及び最近における医療費の動向を考慮し、所要額を算出しました。

なお、出産育児一時金については、子育て世代への支援強化のため、全施設の出産費用の平均額の推計を勘案し、引き上げます。

イ 国民健康保険事業費納付金

国民健康保険事業費納付金は、県から示された額に基づき1,193,892千円を計上しました。

ウ 保健事業費

保健事業費は、保険税収入額の5.09%、39,351千円を見込み、医療費通知、医療受診状況及び疾病分類調査などを継続して実施するほか、引き続き後発医薬品(ジェネリック医薬品)を使用した場合の自己負担軽減額の通知を行うことにより、後発医

薬品の更なる使用促進に努めます。なお、健康世帯表彰については、廃止に向けて周知期間を設けることとし、令和5年度まで実施とします。

生活習慣病健診一部負担助成については、引き続き一次健診（無料）及び二次健診の一部負担助成を行い、健康増進と医療費の適正化に努めます。

また、国保保健指導事業として、特定健診未受診者への受診勧奨や、医療機関重複・頻回受診者への訪問指導、糖尿病の医療未受診者や医療中断者であって生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対する訪問指導などを行います。

第2期データヘルス計画、特定健康診査及び特定保健指導の第3期計画が最終年を迎えるため、評価の実施及び次期計画の策定を行います。

エ 以上により、歳出総額は、5, 109, 000千円と見積りました。

(4) 歳入

ア 保険税

医療給付費分の保険税総額は、523, 705千円（一般：523, 532千円、退職：173千円）と見込みました。

後期高齢者支援金分の保険税総額は、194, 062千円と見込みました。

介護納付金分の保険税総額は、54, 593千円と見込みました。

イ 県支出金

県支出金は、県から示された額に基づき、普通交付金（保険給付費に要する費用）を3, 795, 657千円、特別交付金（保険者努力支援交付金など）を149, 659千円、合計3, 945, 316千円計上しました。

ウ 一般会計繰入金

一般会計繰入金については、①保険基盤安定制度（低所得者の保険税軽減分の補填など）による繰入金236, 401千円、②未就学児均等割保険税軽減に係る繰入金1, 694千円、③職員給与費等繰入金50, 924千円、④出産育児一時金繰入金10, 000千円、⑤財政安定化支援事業による繰入金55, 138千円、その他一般会計繰入金として⑥市単独支援額18, 556千円と見積り、その総額を、372, 713千円と見込みました。

エ 基金繰入金

財政調整基金の残高見込額225, 927千円のうち、5, 000千円を繰り入れることとしました。

オ 以上により、歳入総額は、5, 109, 000千円と見積りました。

以上、令和5年度における本市国保事業の推進に当たっては、安定した国保制度の維持のため県と連携を図りながら適正な運営に努めます。

令和4年度 赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込

第1表

(単位:千円)

歳 入				歳 出					
費 目	現計予算額	決算見込額	比 較	説 明	費 目	現計予算額	決算見込額	比 較	説 明
1 国民健康保険税	746,459	774,786	28,327		1 総務費	54,719	54,375	344	総務管理費 51,436 徴税費 2,565 運営協議会費 374
(1)医療給付費分 現年課税分	489,774	512,720	22,946	一般 512,720 退 職 0	2 保険給付費	3,680,459	3,838,027	△ 157,568	
(2)医療給付費分 滞納繰越分	20,379	15,668	△ 4,711	一般 15,481 退 職 187	(1)療養給付費	3,106,226	3,284,593	△ 178,367	一般 3,284,592 退 職 1
(3)後期高齢者支援金分 現年課税分	180,988	187,765	6,777	一般 187,765 退 職 0	(2)療養費	30,001	27,841	2,160	一般 27,840 退 職 1
(4)後期高齢者支援金分 滞納繰越分	6,822	7,992	1,170	一般 7,958 退 職 34	(3)審査支払手数料	8,988	8,551	437	診療報酬審査支払いに要する経費 8,551
(5)介護納付金分 現年課税分	45,803	47,696	1,893	一般 47,696 退 職 0	(4)高額療養費	511,001	498,368	12,633	一般 498,367 退 職 1
(6)介護納付金分 滞納繰越分	2,693	2,945	252	一般 2,920 退 職 25	(5)移送費	100	100	0	一般 100 退 職 0
2 一部負担金	2	0	△ 2		(6)出産育児一時金	11,820	7,980	3,840	420千円 × 19件
3 手数料	440	440	0	督促手数料 440	(7)出産育児一時金支払手数料	7	4	3	
4 県支出金	3,848,638	4,007,290	158,652		(8)葬祭諸費	4,500	3,200	1,300	50千円 × 64件
県補助金	3,848,638	4,007,290	158,652	普通交付金 3,830,635 特別交付金 176,655	(9)結核医療諸費	36	10	26	
					(10)精神医療諸費	7,000	6,600	400	
					(11)傷病手当金	780	780	0	
5 財産収入	585	310	△ 275	財政調整基金収入 310	3 国保事業費納付金	1,235,342	1,235,067	275	
6 繰入金	439,837	415,535	△ 24,302		(1)医療給付費分	879,782	879,508	274	一般 879,508 退 職 0
(1)一般会計繰入金	372,538	372,535	△ 3	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 154,329 保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 84,100 未就学児均等割保険税繰入金 1,651 職員給与費等繰入金 50,613 出産育児一時金繰入金 8,400 財政安定化支援事業繰入金 55,981 その他一般会計繰入金 17,461	(2)後期高齢者支援金等分	268,142	268,141	1	一般 267,972 退 職 169
(2)基金繰入金	67,299	43,000	△ 24,299		(3)介護納付金分	87,418	87,418	0	
7 繰越金	7,736	7,736	0	前年度繰越金(一般) 7,326 前年度繰越金(退職) 0 前年度繰越金(後期) 0 前年度繰越金(介護) 410	4 保健事業費	38,651	31,878	6,773	健康世帯表彰関係 180 健康奨励関係 2,961 一般事務関係 132 医療費通知関係 2,343 後発医薬品差額通知関係 82 特定健康診査等事業 19,693 国保保健指導(未受診者対策等)事業 6,487
8 諸収入	14,103	13,204	△ 899	延滞金 2,000 預金利子 0 第三者納付金 10,203 不当利得返納金 1,000 その他 1	5 公債費	500	100	400	一般公債費(利子) 100
					6 諸支出金	46,544	46,144	400	保険税還付金(一般、退職) 5,200 償還金 40,784 還付加算金(一般、退職) 160
					7 積立金	585	310	275	
					8 予備費	1,000	0	1,000	
歳入合計	5,057,800	5,219,301	161,501		歳出合計	5,057,800	5,205,901	△ 148,101	

剰余金見込額 13,400

令和5年度 赤穂市国民健康保険事業特別会計予算(案)

第3表

(単位:千円)

歳 入							歳 出						
科 目		一 般	退 職	後 期	介 護	合 計	科 目		一 般	退 職	後 期	介 護	合 計
国民健康保険税	現年課税分	504,569	1	187,436	52,051	744,057	総務費	総務管理費	51,153				51,153
	滞納繰越分	18,963	172	6,626	2,542	28,303		徴税費	2,182				2,182
一部負担金		1	1			2		運営協議会費	414				414
手数料		350				350	療養給付費		3,234,366	1			3,234,367
国庫支出金		0				0	療養費		28,000	1			28,001
県支出金	普通交付金	3,795,654	3			3,795,657	審査支払手数料		8,081				8,081
	特別交付金	149,659				149,659	高額療養費		505,600	1			505,601
財産収入		405				405	移送費		100	0			100
一般会計繰入金	基盤・税軽減分	105,236		40,725	10,224	156,185	出産育児一時金		15,000				15,000
	基盤・保険者支援分	54,667		20,524	5,025	80,216	出産育児一時金支払手数料		7				7
	未就学児・均等割分	1,229		465		1,694	葬祭諸費		4,500				4,500
	職員給与費等	50,924				50,924	結核医療諸費		36				36
	出産育児一時金	10,000				10,000	精神医療諸費		7,000				7,000
	財政安定化支援事業	55,138				55,138	国保事業費納付金	医療給付費分	838,852	0			838,852
	その他	18,556				18,556		後期支援金等分			267,087		267,087
									介護納付金分				87,953
基金繰入金		△ 24,338	△ 84	11,311	18,111	5,000	保健事業費		39,351				39,351
繰越金		1				1	公債費		500				500
諸収入	延滞金	980	20			1,000	諸支出金		17,100	310			17,410
	預金利子	1				1	積立金		405				405
	第三者納付金	10,650	150			10,800	予備費		1,000				1,000
	不当利得返納金	1,000	50			1,050	歳入合計		4,753,647	313	267,087	87,953	5,109,000
	その他	2				2	前年度		4,675,922	518	268,142	87,418	5,032,000
増減		77,725	△ 205	△ 1,055	535	77,000	増減		77,725	△ 205	△ 1,055	535	77,000

第4表

令和5年度 一般会計繰入金及び保険税算出基礎

1. 一般会計繰入金 (単位：千円)

区 分	金 額
(1) 保険基盤安定制度による繰入金	236,401
低所得者保険税軽減額 (医療給付費分)	105,236
(うち子どもの均等割軽減分)	1,229
低所得者保険税軽減額 (後期高齢者支援金分)	40,725
(うち子どもの均等割軽減分)	465
低所得者保険税軽減額 (介護納付金分)	10,224
低所得者保険税軽減額 保険者支援分 (医療給付費分)	54,667
低所得者保険税軽減額 保険者支援分 (後期高齢者支援金分)	20,524
低所得者保険税軽減額 保険者支援分 (介護納付金分)	5,025
(2) 未就学児均等割保険税軽減のための繰入金	1,694
未就学児均等割保険税軽減額 (医療給付費分)	1,229
未就学児均等割保険税軽減額 (後期高齢者支援金分)	465
(3) 職員給与費等繰入金	50,924
(4) 出産育児一時金繰入金 (500千円×30件) ×2/3	10,000
(5) 国保財政安定化支援事業による繰入金	55,138
保険税負担能力が低いことによる支援額	41,963
年齢構成差による支援額	13,175
(6) その他一般会計繰入金	18,556
保健事業費分 (健康奨励事業)	3,556
市単独支援分/福祉医療波及分	15,000
独自減免充当分	0
小 計 [(3)+(4)+(5)+(6)]	134,618
繰入金合計 [(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)]	372,713

2. 保険税賦課総額 (一般分+後期分：一般) (単位：千円)

区 分	金 額
1 歳出総額	5,020,734
2 歳入総額 (現年課税分、繰入金を除く)	3,984,293
3 歳入歳出不足額 (1-2)	1,036,441
<内訳>	
一般会計繰入額	357,464
基金繰入額	-13,027
保険税所要額	692,004

3. 世帯及び被保険者別の平均保険税額 (単位：円)

区 分	令和4年度 (当初) (a)	令和4年度 (決算見込)	令和5年度 (当初) (b)	当初比較(%) (b)/(a)
1人当たり保険税額 (一般分+後期分：一般)	78,052	82,015	84,330	108.04
1世帯当たり保険税額 (一般分+後期分：一般)	117,658	123,880	125,268	106.47
1人当たり保険税額 (介護分：一般)	19,358	20,220	22,412	115.78
1世帯当たり保険税額 (介護分：一般)	22,570	23,872	26,249	116.30

第5表

世帯数・被保険者数の年次別推移

区分 年度	世帯数		被保険者数								
			一般被保険者			退職被保険者等			合計		
	年間平均数	前年比	年間平均数	前年比	構成比	年間平均数	前年比	構成比	年間平均数	前年比	構成比
2 (3月～2月)	世帯 6,215	% 98.78	人 9,635	% 97.69	% 100.00	人 0	% -	% 0.00	人 9,635	% 97.62	% 100.00
3 (3月～2月)	6,153	99.00	9,423	97.80	100.00	0	-	0.00	9,423	97.80	100.00
4(見込) (3月～2月)	5,971	97.04	9,019	95.71	100.00	0	-	0.00	9,019	95.71	100.00
5(見込) (3月～2月)	5,850	97.97	8,690	96.35	100.00	0	-	0.00	8,690	96.35	100.00

第6表

診療費の年次別推移

区分 年度	一般被保険者					退職被保険者等					合計				
	件数	受診率	費用総額	1件当たり	1人当たり	件数	受診率	費用総額	1件当たり	1人当たり	件数	受診率	費用総額	1件当たり	1人当たり
	(件)	(%)	(千円)	費用額(円)	費用額(円)	(件)	(%)	(千円)	費用額(円)	費用額(円)	(件)	(%)	(千円)	費用額(円)	費用額(円)
2 (3月～2月)	156,783	1,627.22	4,211,522	26,862	437,107	0	-	0	-	-	156,783	1,627.22	4,211,522	26,862	437,107
対前年比(%)	92.52	94.71	96.01	103.77	98.28	-	-	-	-	-	92.46	94.71	95.95	103.77	98.29
3 (3月～2月)	157,930	1,676.01	4,395,031	27,829	466,415	0	-	-7	-	-	157,930	1,676.01	4,395,024	27,829	466,415
対前年比(%)	100.73	103.00	104.36	103.60	106.71	-	-	-	-	-	100.73	103.00	104.36	103.60	106.70
4(見込) (3月～2月)	154,230	1,710.06	4,435,550	28,759	491,801	0	-	0	-	-	154,230	1,710.06	4,435,550	28,759	491,801
対前年比(%)	97.66	102.03	100.92	103.34	105.44	-	-	-	-	-	97.66	102.03	100.92	103.34	105.44
5(見込) (3月～2月)	150,574	1,732.73	4,358,980	28,949	501,609	0	-	0	-	-	150,574	1,732.73	4,358,980	28,949	501,609
対前年比(%)	97.63	101.33	98.27	100.66	101.99	-	-	-	-	-	97.63	101.33	98.27	100.66	101.99

※ 令和5年度の費用額については、県から示された保険給付費額に基づき積算

国保制度における用語の解説

【国民健康保険税（料）】

国民健康保険法により、国保事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収するもの。（市町村は地方税法により国民健康保険税で徴収することができます。）

基礎課税額（医療給付費分）と後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金等分）と介護納付金課税額（介護保険分）を合わせたもの。

- ・医療給付費分 被保険者の医療給付費などに充てられる費用についての保険税。
全ての被保険者が対象。
- ・後期高齢者支援金等分 後期高齢者医療制度の被保険者の医療給付費を支援するための保険税。
全ての被保険者が対象。
- ・介護納付金分 介護保険の第2号被保険者としての保険税。40歳以上で64歳までの被保険者のみが対象。

【国民健康保険事業費納付金】

都道府県が国保事業に要する費用に充てるため市町村から徴収するもので、医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの年齢構成の差異を調整した後の医療費水準と所得水準を考慮して市町村ごとに決定したもの。

【標準保険料率】

都道府県が標準的な住民負担の「見える化」を図るとともに、将来的な保険料負担の平準化を進めるため、市町村が保険料率を定める際に参考となる事項についての標準を市町村ごとに設定するもの。

【国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）】

保険給付を行う主体は市町村であり、保険給付に必要な費用はすべて都道府県が賄う。この保険給付に要する費用等に対し、市町村に支払われるもの。

【国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）】

都道府県から市町村に、市町村の特別な事情に応じて支払われるもの。具体的には市町村への特別調整交付金分、都道府県繰入金分、保険者努力支援制度分、特定健診等費用の3分の2負担分など。

【保険者努力支援制度】

国が保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対し、医療費適正化への取組や収納率向上に関する取組などについて、客観的な指標に基づき、交付金を交付する制度。インセンティブ強化を図り、保険者機能の役割を發揮してもらい、国保の財政基盤を強化することに狙いがある。

赤穂市国民健康保険運営協議会委員名簿

(令和5年2月現在)

区分	氏名	摘要
被 保 険 者 代 表	大 前 和 弘	
	大 道 訓 敏	
	西 中 和 美	
	伊 澤 節 子	
医 師 歯 科 医 師 薬 剤 師 代 表	渡 邊 節 雄	(一社)赤穂市医師会会長
	田 淵 誠 一	(一社)赤穂市医師会副会長
	赤 井 高 之	(一社)相生・赤穂市郡歯科医師会副会長
	寺 田 晋 一 郎	赤相薬剤師会会長
公 益 代 表	山 田 昌 弘	赤穂市議会議長
	田 淵 和 彦	赤穂市議会民生生活委員長
	矢 野 英 樹	(会長) 赤穂市自治会連合会会長
	山 田 和 子	(会長職務代理者) 日本赤十字社赤穂市地区赤十字奉仕団委員長

任期は、令和7年3月31日まで